

中国四国地区大学図書館研究集会規程

(趣 旨)

第1条 中国四国地区大学図書館協議会は、会則第3条第3項に定める研究集会を、この規程により行う。

(名 称)

第2条 この研究集会は、中国四国地区大学図書館研究集会（以下「集会」という。）という。

(目 的)

第3条 集会は、大学図書館における実務上の諸問題を研究し、職員の資質向上を計り、その成果を実務に反映せしめることを目的とする。

(運営委員会)

第4条 集会の企画・立案及び実行にあたるため集会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の規程については別に定める。

(開 催)

第5条 集会は、毎年1回協議会の定める当番館において開催する。

2 集会の開催は、委員会が幹事館と協議の上決定し、速やかに加盟館に通知しなければならない。

(研究成果の報告)

第6条 委員会は、研究成果を協議会に報告しなければならない。

(事務引継)

第7条 委員会は、集会の議事録、報告書、名簿、当番館誌、その他関係書類を整理し、次回当番館に事務の引継ぎをしなければならない。

附 則

1. この規程は、昭和37年9月6日より施行する。
2. 昭和35年9月8日制定の中国四国地区大学図書館実務担当者研究集会会則は、この規程の施行の日から廃止する。

附 則

この規程は、平成14年4月25日より施行する。